## 東濃看護専門学校学則細則 改正

#### 改正内容

授業科目の履修、再履修、特別欠席、転学、原級留置に関する規定及び様式について、現状に合わせた整理および用語の整理を行うもの。

### 【主な改正内容の詳細は以下のとおり】

1 授業科目の履修

第3条:<u>原則</u>指定された学年次に割りてられた授業科目とし、当該学年以外の場合でも行うことができるように改める。

- 2 第3条の2項:指定授業科目を履修については、<u>当該指定授業科目の試験及び実習評価</u> 合格していなければならないを削除し、当該指定授業科目を履修していなければならない に改める。
- 3 再履修

第10条:各学年次に割り当てられたを削る。

4 特別欠席

第19条の1項(3)を(4)に改める。

第19条の1項(3)に学則第23条の2による出席停止、就職試験、進学受験、ボランティア 等追加する。

- 5 第19条の4項に感染症に伴う出席停止について定める。
- 6 第21条の転入学を転学とする。
- 7 第21条の3項~5項に転学について新たに定める。
- 9 第23条の原級留置についての規定を削る。
- 10 懲戒については第23条に定める。
- 11 施行期日 本訓令は、令和3年10月1日から施行する。 (附則関係)
- 13 別記様式 次のように改める。
- 12 別記様式 次のように改める。

転学願 様式第27号(第22条関係)として追加する。

転学許可決定通知書 様式第28号(第22条関係)として追加する。

退学願 様式第29号(第23条関係)に変更する。

退学許可決定通知書 様式第30号 (第23条関係) に変更する。

退学決定通知書 様式第31号(第23条関係)に変更する。

原級留置決定通知書は廃止する。

懲戒処分書 様式32号(第29条関係)に変更する。

# 東濃看護専門学校学則 改正

#### 改正内容

既修得単位、転学、出席停止、教員組織、会議に関する規定及び様式について、現状に合わせた整理および用語の整理を行うもの。

### 【主な改正内容の詳細は以下のとおり】

1 第3章 第11条

(既修得単位の認定)に係る規定を、保健師助産師看護師法(看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて)を基に改める。

- 2 第5章 (転学)を新たに表記する。第5章 第22条2項に転学をしようとする場合の方法を定める。
- 3 第5章 第23条2項に出席停止について新たに定める。
- 4 第6章 第24条 本学校に次の職員(非常勤職員を含む。)を置くことができるに改める。
- 5 第6章 第24条(旧)(2)副学校長を削る。
- 6 第6章 第24条(4) 専任教員5人以上に改める。
- 7 第6章 第24条(6) 健康管理医1人と改める。
- 8 第6章 第25条(5) 実習指導者・連絡会議に改める。
- 9 第6章 第25条(8) 学校評価委員会、(9) 学校関係者評価委員会を追加する。
- 10 施行期日 本訓令は、令和3年10月1日から施行する。 (附則関係)
- 11 ただし、第24条の規定は、令和4年4月1日から施行する。